



2月21日 東地申第56号

「2023年3月ダイヤ改正等について」の再申し入れ 【我孫子運輸区】【中野電車区】を行う！

東京地本は、首都圏本部より2022年12月23日に「2023年3月ダイヤ改正等について」の提案を受け、関係する分会と議論を深め、基本申し入れと各区分申し入れを提出しました。

2023年3月ダイヤ改正では安全・安定輸送を確保することを前提とし、今改正より業務のさらなる融合と連携に向けた「その他時間」を上野運輸区・新宿運輸区・中野車掌区・東京車掌区・田町運転区の一部の行路内に指定していくという新たな考え方が示されました。

さらに、2022年度東地申第34号「2023年3月ダイヤ改正等について【基本】」の団体交渉終了後に、我孫子運輸区と中野電車区でも一部の行路に「その他時間」が指定されることが明らかになりました。団体交渉の中で「その他時間」や職場の実態について議論している中でも示されず、交渉終了後に明らかにされたことは、労働組合を軽視した行為であり、労働協約に謳われている「信義誠実の原則」を踏みにじる誠実交渉義務違反です。

また、関係分会との議論を踏まえた各区分別の申し入れはすでに提出しており「その他時間」を申し入れの項目に記載できませんでした。団体交渉で議論がされないままこの運用が実施されることは会社への不信感や不満に繋がることから以下の通り申し入れを行いました。

【共通】

1. 我孫子運輸区と中野電車区に「その他時間」を指定した経緯を明らかにすること。
2. 2022年度東地申第34号「2023年3月ダイヤ改正等について」の申し入れ基本（2023年1月27日申し入れ2023年2月15日団体交渉開催）で議論している中で首都圏本部が我孫子運輸区・中野電車区の「その他時間」の指定について示さなかった経緯を明らかにすること。
3. 今申し入れに対する団体交渉は2023年2月25日までに実施すること。

【我孫子運輸区】

1. 運転士・車掌における行路内の一部に「その他時間」を指定した行路、目的と運用方法について明らかにすること。

【中野電車区】

1. 行路内の一部に「その他時間」を指定した行路、目的と運用方法について明らかにすること。

**労働組合軽視の姿勢は断じて認められない！
組合員の利益を守るため、東京地本は団体交渉に臨みます！**